

平成 27 年度西脇市議会基本条例の検証結果について

全ての検証ポイントにおける平均値は、3.52 点であり、昨年の 3.29 点、一昨年の 3.12 点に比べると上がっている。

しかしながら、点数の上下を気にするよりも、大事なものは設問の回答（点数）から改善すべき点を見出し、どう改善していくかを論じ、対策を講じることである。

議会基本条例に規定され、3 年もの間、全く改善されていないことも存在している。それはどうしてもできないのか、それともやろうとしていないのか。その見極めもそろそろ必要である。

西脇市議会基本条例の改正を含め、議論を進めなければならない。

■第 2 条 議会の活動原則

・行政の監視機関としての責任は果たしていたか(3.0 点)

◇第 9 条の部分とも重なるが、議会の重要な役割として牽制機関の機能を果たせないと議会不要論に繋がる。常に厳しい目を持つこと、執行機関に尋ねるだけでなく自分で知識を得、調査する習慣を身につけなければならない。他市の不祥事や事件を他人事とせず、他市で起こったことは西脇市でも起こるという観点で見なければならぬ。

・平易な言葉で説明責任を果たせてきたか(2.8 点)

◇まず政策や事業をしっかりと理解すること。理解しないで表面だけの説明をしようとすると分かりやすい言葉では説明ができない。審議中は自分とは違う意見にも耳を傾けながら論点を整理していくと、対立する意見でも説明ができるようになるはず。

【改善策】

●勉強会・研修会の強化

◇また議会報告会での説明責任部分では事前の準備が全くできていない議員が見受けられる。誰かに頼るのではなく自己完結できるよう努力と研鑽が必要である。

■第 4 条 委員会の活動原則

◇全ての項目での評価点が低めである。政策提言は少し形にはなってきたが、浅薄な議論になりがちな部分も見受けられる。西脇市議会は委員会中心主義を採用しているので、この委員会の充実こそが信頼される議会への道である。

【改善策】

●議会報告会での意見を委員会で調査・検討し、委員会としての取組を活発化

■第 5 条 議員間討議

・議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか(2.8 点)

◇議案についてあらゆる角度で自分なりに検討しておかないと議員間討議はできない。また常日頃色々な事業に関心を寄せ、問題意識を持っていないと浅薄な議論

となる。資料やデータを自分で作成すると統計的に俯瞰した議論もできる。さらに自ら政策を作って議員間討議することによって能力はさらに磨かれる。

【改善策】

- 政策討論会の実施
- 自主的な勉強会の実施や研修会への参加
- 正副委員長の的確な論点整理により、委員間討議を実施

■第6条 議案等の審査及び調査

・学識経験者等による専門的事項に係る調査制度を活用したか(1.0点)

◇専門的知見の活用は多くの議会で行われているように大学や研究機関との連携をしておかないと活用しづらいのではないか。

【改善策】

- 執行機関の連携大学等を中心に連携の手法を調査・検討
(平成29年5月初旬あるいは7月初旬に行政視察を実施)

専門的知見の活用は、議員あるいは議会の活動のみでなく、人員の限られた議会事務局の体制を補完する上でも有効な手段であり、ぜひこの点に留意して積極的な活用を図っていただきたい。どれくらい予算がかかるのかといった心配もあろうかと思うが、地元大学との連携などで協力者を得られれば、それほどコストはかからないはずだ。(中尾修 元栗山町議会事務局長)

・公聴会制度の積極的な活用をしたか(1.0点)

◇公聴会は今の4期定例会制では難しいのではないかとも思う。多くのところでみられるような都市計画や市民に重要な影響を及ぼす計画であれば、前もって準備はできる。議案への導入は通年会期制で腰を据えて取り組むしかないように考える。

また正式な公聴会ではないが、公聴会に近いような制度を取り入れている議会を参考にしてもいいのではないか。

長崎県小値賀町議会「模擬公聴会」

<http://ojika.net/wp-content/uploads/2016/09/c0ac354dc4e77315c25fc008740feeeb->

1.pdf

栃木県大田原市議会「市民5分間演説」

<https://www.youtube.com/watch?v=JrXgtOH7Fdk>

愛知県名古屋市会「市民3分間議会演説」

<http://www.city.nagoya.jp/shikai/page/0000010469.html>

また発想を転換して、議会報告会を公聴会代わりに使うという手法も考えられる。

【改善策】

- 継続審査とした上で臨時会を活用することを含め、手法を調査・検討（平成 29 年 5 月初旬あるいは 7 月初旬に行政視察を実施）

・参考人制度の積極的な活用をしたか（2.9 点）

◇参考人自体は請願者も陳情者も参考人として捉えなければならない。それ以外の参考人となれば、本来条例等の新設や改正時に利害関係者か学識者を呼ぶということになる。例えば、手話言語条例制定となれば、手話サークルや障害者団体の代表に来てもらう等である。

一度でも行えば制度としてなじんでいくはず。まずは最初の一步を踏み出すべきである。

【改善策】

- 先進地の実施方法を確認（平成 29 年 5 月初旬あるいは 7 月初旬に行政視察を実施）

■第 9 条 基本原則（議会と市長との関係）

・市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行ったか（2.8 点）

◇牽制機関として議会の一番重要な仕事だが、これができていないとなると問題である。つまり議会不要論になるからだ。「住民自治の根幹は議会にある」ということを肝に銘じるべきである。豊洲移転問題やアウガ問題は他人事ではない。

【改善策】

- 与党気取りの打破

・一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしたか（2.6 点）

◇もう一度、一問一答方式というのはどういうものか確認すべきである。例えば「なぜなぜ分析」で真因を探り、そこから改善策や提案を導けるような手法で質問をすると一問一答方式になじむはず。議会での質問とは「わからないことを尋ねる」ことは本義ではなく、推論（自分で問題点を探る）→検証（この部分が質疑質問となる）→提案（あるいは是正勧告）の流れでいくと政策論議となる。

【改善策】

- 議員研修の実施（平成 29 年 4 月以降）

■第 10 条 政策等形成過程の説明資料要求

・政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めたか（2.7 点）

◇政策評価に資する審議とは、予算時に政策等形成過程の資料等でしっかりと議論をし、そして決算時には予算時の成果指標等に対してどういう結果が出たか、また予算時に出た課題点はどうかクリアできたのかを議論する。そしてまた予算時には、決算の時に出た問題点をどう解決するための手段を講じたのか等、予算→決算→予算というように政策のサイクルを回す審議をすることである。

【改善策】

- 行政評価等

■第12条 地方自治法第96条第2項の議決事件

- ・**総合計画基本構想のほか、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めたか（1.0点）**

◇これも今まで実行したことが無いから、できないと思い込んでいるだけである。最初の一步を踏み出すことが大事である。そもそも全国の多くの議会では実施しているのだから。

市の重要な計画について議会が全く関与していない、或いは最高意思決定機関（＝議会）で審議していないと市民が聞けば啞然とするはずである。

昨年度も「実行しようと思えば、すぐにでもできること（3月議会が忙しくなるが）なので、積極的に努力すべきである。」と指摘されているが、その努力の形跡は全くない。

【改善策】

- 計画等を議決事件とする場合の課題等を調査
（平成29年5月初旬あるいは7月初旬に行政視察を実施）

■第16条 一般会議

- ・**市政の諸課題について、自由な意見交換をする一般会議を開催したか（4.6点）**

◇評価点は高いが、文教民生常任委員会で行っただけで、総務産業常任委員会では行われていない。また制度の周知が必要なことは言うまでもないが、認知度を上げるためにもわかりやすい名称を付ける必要もあるのではないか。

【改善策】

- 各委員会での積極的な実施
- 市民にとってわかりやすい名称の検討

■第17条 情報公開の推進

- ・**全議案についての各議員の賛否、視察報告等を公表したか（4.8点）**

◇これも評価点は高い。しかし視察時の報告書公開や報告会の実施は評価できるが、報告書自体の中身はどうか。また視察の成果は発揮できているのか等の検証が必要である。

■第18条 議会報告会

- ・**市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かしてきたか（3.1点）**

◇町・自治会単位で年間に40会場を実施する取組は評価できる。全国でもトップクラスの開催数である。またワークショップ形式を取り入れた意見交換会の実施も市民参加者からの評判もいよいよだが、市内全80自治会を2年間で回るという取組のため、次回同会場での開催が2年後というペース（2年に1回）は問題である。意見交換を行いながらもきちんと記録ができていない事例も少なからずある。政策サイクルの起点を市民との意見交換会からとする取組はまだできていない。

【改善策】

- 意見をどう吸い上げるか、どう分析するか等の取組改善
- 毎年全ての自治会等で開催する手法の検討

■第19条 議会だよりの充実

・わかりやすく読みやすい充実した紙面となっていたか（3.8点）

◇議会だよりの発行要綱に則った内容はもちろん、常に市民が読みたくなるような紙面作りが大切である。読まれなければ税金の無駄遣いとも指摘される。「議会だより」における情報の最大の欠点は「死んだ情報（終わったことばかり）」である点である。

また議会だよりを「広報」として捉えるだけでなく「広聴」として捉える取組も必要

【改善策】

- 早期かつ計画的な取組
- 関心を高める紙面の調査・工夫

■第22条 会派

・政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成できているか（2.9点）

◇会派に属している議員だけが回答しているはずなのに、この点数の低さはある意味驚きである。満点の5をつけた議員は2名だけ。

前向きに課題を解消するなら、会派代表質問等の導入か。

しかし、議長副議長を除く議員14名で会派が本当に必要か。また政策集団として会派が機能しているのか等の検証と議論は必要である。

■第24条 議会図書室の充実等

・議会関連図書は充実されたか（2.1点）

・議会図書室の一般利用を図ったか（1.3点）

◇項目の評価点は極めて低い状況にある。議会図書室の問題は、単に蔵書を増やせばいいというものでもない。現在は多くの議会が公立図書館と連携してレファレンス機能（参照機能・資料等調べもののお手伝い）を高めようとしている。

【改善策】

- 図書館のレファレンス機能を活用する仕組みの構築
- 条例改正

■第28条 政務活動費の執行及び公開

・収支報告書の公表に務めたか（5.0点）

◇政務活動費に関しては、西脇市議会においては厳しい基準を設け、誤解の生じないよう取り組んでいるところは評価できる。しかし、金額が兵庫県で一番低いとはいえ、今後は後払い精算や領収書のインターネット全面公開を検討する必要があるのではないだろうか（現在は閲覧のみ）。

また政務活動費の問題には、精査し問題がある場合の是正措置の明確化も必要である。議長に是正措置命令権があれば、事務局も法的にチェックできることに

なる。現在の政務活動費の交付に関する条例第 11 条には「議長は、第 8 条第 1 項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。」と調査権（努力規定）があるに過ぎない。この条文を改正し、昨今世間を騒がせているような問題が発生することを未然に防ぐべきである。

【改善策】

- 議長の是正命令権、領収書のインターネット公開（条例改正）

■第 30 条 議会改革

・継続的な議会改革に取り組んだか（4.0 点）

◇早稲田大学マニフェスト研究所調査の議会改革度全国ランキングでは、平成 25 年度 120 位、平成 26 年度 26 位、平成 27 年度 13 位（兵庫県内市町では 1 位）と着実にランキングを上げている。しかし、改革の提案は一部の議員のみである。

■第 32 条 検証と見直し手続き

・検証の結果、改善の必要がある場合適切な措置を講じたか（2.2 点）

◇検証を行い、どう改善するかが一番大事である。検証だけで終わるのであれば意味はない。今回、条例改正 2 件を含む改善改革策を提示している。これを速やかに実行しなければならない。

【検証時の個人自由記述欄より】

○第 1 条

- ・議員とは何か、議会とは何かを自問自答すべき！
- ・二元代表制確立にしっかり取り組む姿勢が、足りないと思える。たとえば会派での要望会の開催はいかがなものか。

○第 2 条

- ・議会が市の意思決定機関だという自覚に乏しい議員がほとんどである。
- ・チェック機関としての能力も低い。
- ・出来たとは言いつらい。まだまだ努力が必要と自分では思っている。

○第 3 条

- ・議員の責任、議会の責任を全員が自覚すべきだろう。
- ・心して取り組んでいるつもりだが、自分事ゆえこの評価である。

○第 4 条

- ・政策提案能力に乏しい。政策サイクルの重要性に気付くべき。

○第 5 条

- ・まだまだ議論をしている人は数名だけのいつも同じメンバーである。
- ・ベースになる知識が乏しい。勉強していない。
- ・個々の差があり、取組途上中

○第 6 条

- ・大学等のシンクタンクとの提携を模索すべきである。

○第7条

- ・政策提言と認識していない議員が多数に思える。
- ・その方法など改善の余地もあるかと思う。

○第8条

- ・そもそも研修費が乏しい。研修の大事さが認識されていない。
- ・積極的に取り組もうとしているが。

○第9条

- ・理事者、議会とも双方に緊張感が乏しい。
- ・どこを(誰)中心に判断するのか、全体となれば
- ・一問一答の意味をはき違えている議員が散見される。

○第10条

- ・政策サイクルは今後の大きな課題である。
- ・資料の提出は求めたが、それが生かされたかが大事と思う。

○第11条

- ・議決事件にする手順さえ確立されていない。

○第15条

- ・議会報告会以外さしたる意見聴取の場を設けていない。

○第16条

- ・1度開催したが、あれは一般会議といえるのだろうか・・・
- ・開催はしたが、生かされたか、方法はどうかであったか

○第17条

- ・「5」を付けたが、改善の余地は無いわけではないと思える。

○第18条

- ・議会報告会を政策の起点とする考え方を持たなければならない。

○第19条

- ・読み易さと情報量は反比例するものなのか・・・

○第23条

- ・現議長は、特定会派の部屋へ入りすぎ。

○第24条

- ・議会図書室のあり方は今後議論すべきだろう。

○第26条

- ・議会に市長派も反対派もない、二元代表制 特定の要望会などは。